

災害時の要援護者の支援体制等の強化のためのシステム導入、女性起業家育成事業に対する補助金などの一般会計補正予算などを可決

市長の提案説明

初日（9月3日）の本会議では、市長から次のような提案説明がありました。

平成25年第3回市議会定例会は、台風第18号に伴う竜巻により、9月16日に発生した市内の甚大な被害への迅速な対応を最優先とするため、審議日程の変更および会期を延長し、9月3日から10月29日までの57日間を会期として開かれました。

この議会では、「平成25年度熊谷市一般会計補正予算などの市長提出議案18件を審査し、18件を原案どおり可決しました。また、議員提出議案3件と委員会提出議案1件を原案どおり可決し、さらに請願1件について審査しました。

「今年は例年になく早く梅雨が明け、一気に夏が到来した。全国各地で気温の高い日が続き、国内最高気温も更新されたが、気温を競うことなく「暑さ対策日本一」を目指す本市においてはさまざまな暑さ対策事業を積極的に展開し、市民の健康と安全を守るよう努めたところである。その結果、官民それぞれが積極的に取り組んだ本市の先進的な暑さ対策事業は、多くの報道機関で紹介された。これは、本市における地域の活力や、柔軟性、多様性などが総合的に評価されていることの表れと考える。今後も熊谷らしさを生かしながら、さまざまな分野での活力を引き出し、市民の皆様が豊かに、笑顔で充実した暮らしを築けるよう、引き続きまい進する。

今定例会に提案する諸議案の概要について、まず、今回の補正予算は、一般会計補正予算および農業集落排水事業特別会計補正予算である。

初めに、**一般会計補正予算のうち歳出の主なものについて、総務費は、**地方税法の改正に伴うシステム改修の費用や市税還付金を追加するものである。**民生費は、**災害時の要援護者の支援体制や地域の共助体制を強化するため、名簿と地図を統合したシステムを導入するための経費を、また、県の安心こども基金を活用した民間保育所の保育士の処遇改善を進めるための補助金を計上する。**衛生費は、**県の補助金を活用し、自殺対策の講座を開催するための経費を計上する。**農林水産費は、**県のほ場整備事業等の実施に伴う負担金を追加し、**商工費**においては、空き施設を活用して女性起業家を育成する事業を行う妻沼地区の商店会に対しての補助金を計上する。**消防費は、**はしご車の排気装置

の改善およびオーバーホールに係る経費を計上する。**歳入**では、**財産収入**として、J Aくまがやとの土地交換に伴う土地売買収入を計上する。その他、今回の補正の財源として、県支出金などの特定財源のほか、前年度繰越金を充てることとした。

農業集落排水事業特別会計では、県施工の舗装工事に併せて、管路の補修工事を実施するための経費を計上する。

また、**一般議案**として、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の見直し等を行うための「熊谷市税条例の一部を改正する条例」などを提案している。

審議の概要

9月6日の本会議では条例案や補正予算案に対する質疑が行われた後、各議案は所管の常任委員会に付託されました。9月9日には総務文教常任委員会および環境産業常任委員会において、ま

た9月10日には市民福祉常任委員会および都市建設常任委員会において、付託された議案についてそれぞれ審査が行われました。

9月17日の本会議において、台風第18号に伴う竜巻により、9月16日に発生した市内の甚大な被害に迅速に対応するため、審議日程を変更、会期を10月29日まで延長することと決定しました。

9月24日の本会議では、各常任委員長から案件審査の経過及び結果が報告され、質疑、討論を行い、「熊谷市税条例の一部を改正する条例」をはじめとする市長提案議案をすべて原案どおり可決し、議員提出議案「熊谷市市民の歯と口の健康づくりを推進する条例」を原案どおり可決しました。

最終日の10月29日には、追加の市長提案議案、議員提出議案ならびに委員会提出議案を原案どおり可決し、9月定例会は閉会しました。各議案の審議結果は次の表のとおりです。

議案番号	議席番号、議員名 議案件名	審議結果	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
			小池厚	関野高広	守屋淳	林幸子	関口弥生	野澤久夫	原口健二	大嶋和浩	山田忠之	黒澤平夫	須永宣延	杉田茂実	須永宣延	小林一貫	松浦紀一	桜井之介	松本善一郎	三浦和一	大山美穂子	森新一	加藤恒男	富岡信吾	富岡信吾	福田勝美	磯崎修	松岡兵衛	松本富男	新井正夫	加賀野秋	新井昭安	小林基一	新井清次	大久保隆夫
第69号	平成 25 年度熊谷市一般会計補正予算（第2号）	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第70号	平成 25 年度熊谷市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第71号	熊谷市税条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第72号	熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第73号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第74号	熊谷市税外収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第75号	熊谷市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第76号	熊谷市農業集落排水施設条例及び熊谷市農業集落排水事業の受益者分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第77号	熊谷市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第78号	熊谷市営住宅条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第79号	熊谷市デイサービスセンター条例及び熊谷市在宅介護支援センター条例を廃止する条例	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第80号	工事請負契約の締結について	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第81号	財産の交換について	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第82号	財産の処分について	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第83号	損害賠償の額の決定及び和解について	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第84号	市道路線の認定について	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第85号	市道路線の廃止について	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第86号	平成 25 年度熊谷市一般会計補正予算（第3号）	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第3号	「新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書」の提出を求める請願	採択	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議提議案第1号	熊谷市市民の歯と口の健康づくりを推進する条例	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議提議案第2号	地方税財源の充実確保に関する意見書	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議提議案第3号	竜巻被害からの生活再建及び早期復旧に関する意見書	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
委員会提出議案第4号	新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書	原案可決	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※加藤恒男議員は平成 25 年 10 月 27 日執行の熊谷市議会議員補欠選挙において当選しました。

熊谷市市民の歯と口の健康づくりを 推進する条例を可決

9月定例会9月24日本会議に、議員提出議案として熊谷市市民の歯と口の健康づくりを推進する条例が提案され、審議の結果、本条例を可決しました。（一部を抜粋して紹介します。）

熊谷市市民の歯と口の健康づくりを推進する条例（平成25年10月1日施行）

（目的）
第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、市が行う市民の歯と口の健康づくりに関する施策の基本理念を定め、市、歯科医療等業務従事者、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、歯と口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする。

（市の責務）
第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、国及び埼玉県との連携を図りつつ、歯と口の健康づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（歯科医療等業務従事者の責務）
第4条 歯科医療等業務従事者は、市民に対し良質な歯科医療を提供するとともに、市が行う歯と口の健康づくりに関する施策に協力し、他職種との連携に努めるものとする。

（事業者の責務）
第5条 事業者は、雇用する従業員の就業環境を良好に維持するため、従業員に対する歯科に係る検診の機会を設けるとともに、適宜歯科保健指導を行うよう努めるものとする。

（市民の責務）
第6条 市民は、歯と口の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯と口の疾患予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受け、ことに、歯と口の健康づくりに努めるものとする。

（計画の策定）
第8条 市長は、市民の生涯にわたる歯と口の健康づくりの推進に関する施策につき、それらの総合的かつ計画的な実施のための計画を策定するものとする。

（財政上の措置）
第9条 市は、市民の歯と口の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書

新聞を含む文字文化は、米・水などとともに、日本の国を形作ってきた基礎的財と考える。

さらに新聞は、その戸別配達網によって内外の多様な情報を、全国くまなく日々ほぼ同じ時刻に届け、国民の知る権利と議会制民主主義を下支えするとともに、文字文化の中軸の役割りを果たしている。

国土も狭く資源も少ないわが国が世界有数の先進国となったのは、国民の伝統的な勤勉性とともに、新聞の普及と識字率の高さが、学力・技術力を支える役割りを長く果たしてきたことは広くが認めるところである。

ヨーロッパ諸国を見ても、大半の先進国が新聞への軽減税率措置を執っており、「新聞の軽減税率は常識」とされている。

現在、深刻な活字離れが進む中で、書籍とともに新聞も購読率の低下傾向にあり、新聞をまったく知らないで育つ子どもが増えるなど、次の世代の知的水準へ大きな影響を及ぼすものと深く憂慮されている。これに加え今回の消費税率引上げによって、新聞離れがさらに加速する恐れがあると危惧する。

よって、消費税率が8%、10%いずれの段階でも新聞への軽減税率を適用するよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 10 月 29 日

熊 谷 市 議 会

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

地方税財源の充実確保に関する意見書

地方財政は、社会保障関係費の増嵩など財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方交付税の増額による一般財源総額の確保が必要不可欠であるとともに、国・地方間の税財源配分を見直し、偏在性が小さく、税収の安定的な地方税体系を構築する必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方交付税の増額による一般財源総額の確保

社会保障関係費の自然増など増嵩する財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、地方交付税を増額し、一般財源総額を確保すること。

また、財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。

2 地方税財源の充実確保

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ること。

(2) 市町村の基幹税目である固定資産税については、その安定的確保を図ること。特に、償却資産に係る固定資産税は、約1兆6千億円にもなる市町村にとって貴重な税源となっており、仮に廃止・縮小されるようなことがあれば、多大な影響が生じることから、現行制度を堅持すること。

(3) 自動車取得税・自動車重量税は、代替財源を確保しない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(4) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保するための仕組みを構築すること。

(5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 10 月 29 日

熊 谷 市 議 会

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

総務大臣 様

内閣官房長官 様

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）様

竜巻被害からの生活再建及び早期復旧に関する意見書

平成 25 年 9 月 16 日、台風第 18 号に伴い発生した竜巻により、本市では市民の負傷や 1 千棟を超える建物損壊など甚大な被害が発生した。

被災直後に本市災害対策本部を設置し、各種制度により被災者対策を進めるとともに、国においても速やかな対応が図られた。しかし、竜巻による被害は、局地的で屋根の損傷割合が高くなるなどの特殊性があり、地震や台風を想定した従来の対策では十分な対応ができないところでもある。

よって、被災者の生活再建及び被災地の早期復旧を図るため、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 本市では被災者生活再建支援制度の適用外となった住家の半壊と一部損壊の修繕工事を行った世帯に対し、復旧支援金を独自に支給している現状を踏まえ、同制度の改善を図ること。
- 2 本市では生活再建は生業再建からと考え、被災者生活再建支援制度の適用外となっている店舗や作業場等に対し、特別災害見舞金を独自に支給するなどしている現状を踏まえ、同制度の改善を図ること。
- 3 本市では地域コミュニティを重視していることから地域を離れたくない意思を持つ被災者に対して、独自に家賃給付金を支給し、公営住宅の提供を補完している現状を踏まえ、制度の改善を図ること。
- 4 災害救助法に基づく住宅応急修理制度は、市が事業主体であり、被災者の意向と制度の内容との整合に課題があるため、制度の運用について改善を図ること。
- 5 本市では主に農業地帯での被害が大きかったことから、営農継続や農地保全について支援を行うこと。
- 6 竜巻被害の特殊性から、各種支援制度の適用条件に関して、拡充や緩和などの柔軟な運用を図ること。
- 7 本市では竜巻被害に対して 33 の独自施策を含む 68 の施策をはじめ、がれき撤去などにより被災者の生活再建及び被災地の早期復旧を進めているので、財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 10 月 29 日

熊 谷 市 議 会

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

農林水産大臣 様

経済産業大臣 様

国土交通大臣 様

内閣官房長官 様

内閣府特命担当大臣（防災）様